

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 池修会
- (2) 法人所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
- (3) 電話番号 0968-69-2018
- (4) 代表者氏名 理事長 大西祐子
- (5) 設立年月 平成 8 年 3 月 12 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成 12 年 3 月 31 日指定
熊本県第 4372400723 号
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 訪問介護事業所月華苑
- (4) 事業所の所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
- (5) 電話番号 0968-69-2018
- (6) 事業所長(管理者)氏名 大西祐子
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成 11 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 長洲町、玉名市、荒尾市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～日 9 時～18 時
サービス提供時間帯	月～日 7 時～20 時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定 基準	職務の 内容
1. 事業所長(管理者)	1 名			1 名	
2. サービス提供責任者	1 名			1 名	
3. 訪問介護員					
(1) 介護福祉士	1 名	1 名			
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー 1 級) 課程修了者		1 名			
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー 2 級) 課程修了者		7 名			
(4) 訪問介護養成研修 3 級 (ヘルパー 3 級) 課程修了者					

- ※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週 40 時間)で除した数です。
 (例) 週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、
 1 名 (8 時間×5 名÷40 時間＝1 名)となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護	入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

- ☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
食事介助	食事の介助を行います。
体位変換	体位の変換を行います。
通院介助	通院の介助を行います。

② 生活援助

調理	ご契約者の食事の用意を行います。 (ご家族分の調理は行いません。)
洗濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。 (ご家族分の洗濯は行いません。)
掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。 (ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
買い物	ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 (預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

〈サービス利用料金〉(契約書第 8 条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)での料金は次の通りです。

- ※ 身体介護の 20 分未満のサービスは行いません。

身体 介護	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 90 分未満	90 分以上 (30 分増す毎に)
	275 円	436 円	636 円	84 円
生活 援助		45 分未満	45 分以上 70 分まで	
		201 円	248 円	

- ※ この金額は特定事業所加算(Ⅱ)を含んでいます。

- 身体介護に引き続き生活援助を行う場合は 70 分以上(70 分から 90 分まで)とさせていただきます。

- 加算等

特定事業所加算(Ⅱ)	当事業所は、算定要件(体制要件、人材要件)を満たしているため、特定事業所加算(Ⅱ)を算定いたします。所定単位数の 10% が加算されます。
------------	---

初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回(または初回訪問の日の属する月)に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員と同行訪問を行った場合に、その月に 200 単位算定いたします。
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅介護サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に 1 回について 100 単位加算されます。
介護職員等処遇改善加算	介護サービスに従事する介護職員の賃金等処遇改善に充てることを目的に、令和 6 年 6 月よりサービス別の基本サービス費に各種加算等を加えた 1 月あたりの総単位数にサービス別加算(訪問介護の場合は 22.4%で介護予防の場合も同様です)を乗じた単位数で算定されます。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後 6 時から午後 10 時まで) : 25%
- ・早朝(午前 6 時から午前 8 時まで) : 25%
- ・深夜(午後 10 時から午前 6 時まで) : 50%

☆ 訪問介護養成研修 3 級課程(ヘルパー 3 級)修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 30%が割り引かれます。

☆ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

※ 2 人の訪問看護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 5 条、第 8 条参照)

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 交通費(契約書第 8 条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(1km あたり 20 円)をいただきます。

(4) 利用料のお支払い方法(契約書第 8 条参照)

利用料は、1 か月ごとに計算し、ご請求します。翌月末日までにお支払い下さい(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)。お支払方法は、原則として口座引き落としでお願いいたします。ご無理な場合は相談をお願いします。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

熊本銀行 玉名支店 普通預金 2141138

ウ. 金融機関口座からの自動振替

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第 9 条参照)

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。尚、当日ご連絡がないままご利用者不在で利用中止となった場合、キャンセル料(500 円)を頂くことがあります。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示

して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがありますが、訪問介護員を交替する場合はご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第10条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第14条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 医療行為 |
| ② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受 |
| ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 |
| ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 |
| ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

7. 苦情の受付について(契約書第23条参照)

(1) 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員

- | | | |
|-----------|----------------|--------------------|
| ① 苦情解決責任者 | 事業所長 大西祐子 | 【連絡先 0968-69-2018】 |
| ② 苦情受付担当者 | サービス提供責任者 菊本啓子 | 【連絡先 0968-69-2079】 |
| ③ 第三者委員 | 当法人 監事 島田謙三 | 【連絡先 0968-74-0160】 |
| | 〃 平島敬介 | 【連絡先 0968-73-8314】 |

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に苦情を申し出ることも出来ます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) その他の苦情受付窓口について

事業者との話し合いで解決できない苦情または直接事業者話しにくい苦情は下記の窓口でも受け付けています。

長洲町役場	所在地 熊本県玉名郡長洲町長洲 2766 電話番号 0968-78-3111(代) 福祉保健介護課 電話番号 0968-78-3144 受付時間 9時～17時
熊本県福祉サービス適正化委員会 (熊本県社会福祉協議会内)	所在地 熊本県熊本市南千反畑町 3-7 電話番号 096-324-5471 受付時間 9時～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本県熊本市健軍 2 丁目 4 番 10 号 電話番号 096-365-0811(代) 受付時間 9時～17時